

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起の翌日が休日には、その日を除く)

## 鳥取県告示第百五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 友愛会	八頭郡八東町大字宿井宿一一〇二一	平成八年二月一日
岡医院	岩美郡福部村大字海上四七一一	平成八年二月二十一日
医療法人大谷整形外科医院	八頭郡正蓮寺四二一一	平成八年二月二十一日
永井整形外科医院	米子市上後藤二丁目八一一六	平成八年三月一日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	〃
加藤医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二三三五	〃
伊藤歯科医院 鳥取医院	鳥取市栄町四〇一	〃
伊藤歯科医院 智頭医院	八頭郡智頭町大字智頭一七〇八一三	〃
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一一	平成八年三月九日
みなみ薬局	鳥取市富安一丁目七六	平成八年三月一日
遠藤全快堂薬局	米子市日野町一六五	平成八年三月一日

## ◇正誤

誤

平成七年七月十一日付鳥取県告示第五百十二号中訂正

資金管理団体の届出

資金管理団体の指定の取消しの届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出  
政治団体の解散の届出

選管告示  
選管告示  
選管告示  
選管告示

選管告示

電線共同溝を整備すべき道路等の指定(道路課)  
都市計画の決定(都市計画課)  
都市計画の変更(三件)(〃)  
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)  
農業振興地域の区域の変更(農政課)

特定計量器の定期検査の実施(商工振興課)  
保険薬剤師の登録(〃)

## ◇告示

## 示

## 鳥取県告示第百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号
柳清典子	鳥薬第九六八号
登録の年月日	平成八年三月一日

## 鳥取県告示第百五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
岩美郡及び東伯郡	平成八年四月十六日から平成九年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

## 二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美町	平成八年四月十六日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	岩美町大字岩井六一四
岩美町	平成八年四月十六日	午後一時から午後二時まで	岩美町老人福祉センター
岩美町	平成八年四月十七日	午前十時から午後三時まで	岩美町大字浦富一〇三八一六
岩美町	平成八年四月十八日	午前十時三十分から午後三時まで	岩美町中央公民館
福部村	平成八年四月十九日	午前十時三十分から午後三時まで	鳥取いなば農業協同組合小田支所
福部村	平成八年四月十八日	午前十時三十分から午後三時まで	福部村大字細川六六八
国府町	平成八年四月二十六日	午前十時三十分から午後三時まで	福部村役場
岩美郡	平成八年四月二十六日	午前十時三十分から午後三時まで	国府町大字中河原六八一六
岩美郡	平成八年四月二十六日	午前十時三十分から午後三時まで	国府町大字中郷九一三
岩美郡	平成八年五月一日から同月三十一日まで	午前十時三十分から午後四時まで	鳥取いなば農業協同組合国府町支店果実選果場
泊村	平成八年五月十三日	午前十時三十分から午後四時まで	鳥取市秋里三九〇
東伯郡	平成八年五月十四日	午前十時三十分から午後二時まで	鳥取県工業試験場
羽合町	平成八年五月十五日	午前十時三十分から午後二時まで	泊村役場
東伯郡	平成八年五月十五日	午前十時三十分から午後二時まで	羽合町大字泊五三四一一
東郷町	平成八年五月十五日	午前十時三十分から午後二時まで	羽合町大字赤池六〇
東郷町	平成八年五月十五日	午前十時三十分から午後二時まで	東郷町大字龍島五〇〇
東郷町役場	平成八年五月十五日	午前十時三十分から午後二時まで	東郷町大字龍島五〇〇

鳥取地域	名 称
鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域	
一 平成八年三月鳥取県告示第百五十八号で変更した鳥取都市計画による市街化区域	
二 平成七年二月鳥取県告示第一四九号で変更した鳥取都市計画による市街化区域	
市街化区域	

鳥取県告示第百五十三号  
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。  
その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東伯郡	平成八年五月十六日	午前十時三十分から正午まで	三朝町大字大瀬九十九一一
関金町	平成八年五月二十日	午後一時から午後三時まで	関金町大字大瀬九十九一一
東伯郡	平成八年五月二十七日	午前九時から午後四時まで	倉吉市山根上大日五三九一一
ク	平成八年六月三日から同月二十八日まで	午前九時から午後三時まで	鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県立倉吉体育文化会館

三 昭和六十一年十月鳥取県告示第千二十六号で市街化区域から市街化調整区域に変更した区域（ただし、古海字西中田三七三の二、三七三の三、三七四の二から三七四の四まで、三七五の一から三七五の五まで、三七六の一、三七六の二、三七七、三七八の一、三七八の三から三七八の六まで、三七九の一から三七九の七まで、三八〇の三から三八〇の七まで、三八一の八、字上池ノ内四七六、四七六の一、四七七、四七八の一から四七八の三まで、四七九の一から四七九の三まで、四八〇の一、四八〇の二、四八一の一、四八一の二、四八一、四八二の二、四八三の一、四八三の二、四八四の一、四八四の二、四八五、四八六の一、四八六の二、四八七の一、四八七の二、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二、四九〇の二、四九〇の三まで、四九〇の五、四九〇の一、四九一の三、四九二の一、四九二の三、字下池ノ内四九三から四九五まで、四九五の一、四九六の一から四九六の四まで、四九七、四九八の二、四九八の三、四九九の一、四九九の二、五〇〇、五〇一、五〇二の一、五〇二の三、五〇五の二、字中實五二七の四、字上町田五二八の三、徳尾字上山崎一八五の一、一八六の五、一八六の六、一八七の一、一八八の二、一八九の二、字下山崎一八四の二、滝山字山下四〇三、四〇四の九、四〇四の二、字小西谷口四二九の一五、四二九の一六、四二九の一八を除く）で第一号図から第十号図までの四千代川河口及び鳥取大橋までの千代川左岸のうち第十一号図の赤色で着色した区域  
青色で着色した区域  
山陰海岸国立公園の特別地域  
鳥取空港の区域  
七 山陰海岸国立公園の特別地域、流岸線、鳥取港港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道九号及び昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四に囲まれた区域  
八 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、一〇から一七まで、四六、四八、四九、五三から五五まで、五八から六一まで、六五から六八まで、一〇二から一〇四まで、一〇七から一三まで、一二三から一二六まで、一三〇から一三四まで、一三七から一三九まで、一四二から一五一まで、一五六から一五八まで、一七三、一七五、一七六、一七九、一八〇、一九〇、一九一、二〇三及び二〇四の区域並びに昭和五六年四月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、一三、一一四及び一〇三の区域（第一号図から第十一号図までは省略する。）

## 鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 松村春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九

竹中節藏 東伯郡羽合町大字宇野八一七

水野讓 東伯郡羽合町大字宇野一五六八

上川昭 東伯郡羽合町大字宇野七七二一一

本田勝義 東伯郡羽合町大字宇野八四八

伊藤義輝 東伯郡羽合町大字宇野七九〇

中嶋正敏 東伯郡羽合町大字宇野一五八九

坂本文弘 東伯郡羽合町大字宇野八〇〇

中川勝 東伯郡羽合町大字宇野一五八二

西村清安 東伯郡羽合町大字宇野一五八三一一

水野讓 東伯郡羽合町大字宇野一五八九

松村春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九

竹中節藏 東伯郡羽合町大字宇野八一七

水野讓 東伯郡羽合町大字宇野一五六八

上川昭 東伯郡羽合町大字宇野七七二一一

## 就任した役員の氏名及び住所

本田勝義 東伯郡羽合町大字宇野八四八

木村政通 東伯郡羽合町大字宇野一五七九一一

伊藤義輝 東伯郡羽合町大字宇野七九〇

本田幸夫 東伯郡羽合町大字宇野一五八九

中嶋正敏 東伯郡羽合町大字宇野一六二三

坂本文弘 東伯郡羽合町大字宇野八〇〇

尾坂寿秋 東伯郡羽合町大字宇野一五四一

平成七年十二月八日就任 任期四年

## 鳥取県告示第百五十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路及び道路の部分を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

主要地方道	主要地方道	一般国道	道路の種類	路線名	区間	指定の部分
米子境港線	鳥取鹿野倉 吉線	一八〇号				
米子市西町七二二三地先から同市西町七二一四地先まで	東伯郡三朝町大字三朝字株湯六四三一二地 先から同大字字椋谷口九八七一四地先まで	米子市糀町二丁目四一地先から同市富士見 町二丁目二二八一一地先まで				
下り線	上下線			下り線		

一般県道	鳥取国府線	鳥取市東品治町一〇九地先から同市東品治町一〇六地先まで
		上下線

**鳥取県告示第一百五十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 都市計画の種類及び名称****鳥取都市計画用途地域****二 都市計画を定める土地の区域****第一種低層住居専用地域**

鳥取市浜坂、浜坂二丁目、浜坂三丁目、北園二丁目、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津、伏野、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、布勢、桂見、東町一丁目、栗谷町、江崎町、馬場町、中町、上町、東今在家、桜谷、正蓮寺、大杙、面影一丁目、雲山、海藏寺、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉台北六丁目及び生山の各一部並びに浜坂五丁目、北園一丁目及び湯所町一丁目の各全部

**第一種中高層住居専用地域**

川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、卯垣、滝山、岩倉、大杙、面影一丁目、東今在家、吉成、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南二丁目、吉成南三丁目、古海、徳尾、湖山町北二丁目、湖山町西二丁目、湖山町南二丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目及び若葉台南三丁目の各一部並びに浜坂六丁目の全部並びに岩美郡国府町稻葉丘一丁目、稻葉丘二丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、分上二丁目、宮下及び大字宮下の各一部並びに稻葉丘三丁目の全部

**第二種中高層住居専用地域**

鳥取市秋里、賀露町、立川町五丁目、大杙、東今在家、南吉方町三丁目、新、雲山、大覚寺、吉成一丁目、徳吉、南安長二丁目、南安長三丁目、綠ヶ丘二丁目、綠ヶ丘三丁目、湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、布勢、美萩野一丁目及び松並町二丁目の各一部並びに岩美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目及び新通り三丁目の各一部

**第一種住居地域**

鳥取市浜坂、覚寺、丸山町、北園二丁目、江津、秋里、松並町一丁目、田島、西品治、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、南町、薬師町、新品治町、寿町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町四丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町三丁目、西町四丁目、片原四丁目、片原五丁目、材木町、行徳二丁目、行徳三丁目、栗谷町、江崎町、掛出町、包丁人町、中町、元大工町、寺町、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、立川町一丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣、岩倉、大杙、南吉方三丁目、雲山、新、大覺寺、的場、正蓮寺、叶、叶二丁目、西大路、宮長、富安、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成、吉成南町二丁目、富安一丁目、古市、桜谷、安長、古海、徳尾、緑ヶ丘二丁目、賀露町、湖山町西二丁目、湖山町、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湯所町一丁

目、湖山町南五丁目、湖山町北二丁目、湖山町北四丁目、湖山町北六丁目、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、布勢、桂見、海藏寺、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、紙子谷、南隈及び晚稻の各一部並びに田園町一丁目、相生町三丁目、西町五丁目、玄好町、大榎町、大工町頭、御弓町及び立川町六丁目の各全部並びに岩美郡国府町分上二丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、宮下、大字宮下及び大字町屋の各一部並びに分上一丁目、分上三丁目、新町一丁目及び新町二丁目の各全部

## 第二種住居地域

鳥取市若葉台南五丁目、若葉台南四丁目及び生山の各一部

## 近隣商業地域

鳥取市松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、安長、覚寺、丸山町、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、秋里、田島、西品治、薬師町、新品治町、寿町、南町、相生町一丁目、

相生町二丁目、相生町四丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四丁目、

川端五丁目、行徳一丁目、行徳二丁目、行徳三丁目、元大工町、戒町、寺町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方町一丁目、立川町二丁目、湯所町二丁目、材木町、湖山町西一丁目、湖山町、湖山町北二丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目及び湖山町北六丁目の各一部並びに鍛冶町及び桶屋町の各一部

## 商業地域

鳥取市掛出町、江崎町、戒町、吉方温泉一丁目、吉方温泉三丁目、吉方、富安一

丁目、富安二丁目、天神町、幸町、行徳二丁目、南町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四丁目、川端五丁目、西町一丁目、西町二丁目、海藏寺、紙子谷及び若葉台北六丁目の各一部並びに尚徳町、上魚町、若桜町、職人町、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、東

品治町、扇町、栄町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、川端二丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目及び元町の各全部

## 準工業地域

鳥取市幸町、天神町、富安、富安一丁目、吉方、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、立川町五丁目、吉方温泉四丁目、岩倉、大村、雲山、新、正蓮寺、吉成、吉成二丁目、吉成三丁目、大覺寺、的場、宮長、叶、叶一丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、古市、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、南安長二丁目、南安長三丁目、安長、徳吉、秋里、津ノ井、杉崎、賀露町、南隈及び晚稻の各一部並びに興南町、立川町七丁目及び商榮町の各全部並びに岩美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目、新通り四丁目及び分上四丁目の各一部

## 工業地域

鳥取市吉市、幸町、天神町、宮長、叶、叶一丁目、正蓮寺、雲山、南栄町、津ノ井、安長、岩吉、秋里、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、香取、祢宜谷、古海、徳尾、南隈、晚稻、賀露町、江津、若葉台南一丁目及び若葉台南六丁目の各一部並びに千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目及び若葉台南七丁目の各全部

## 工業専用地域

鳥取市港町、本高、北村、安長、岩吉、湖山町東五丁目、古海、南栄町、叶、宮長、徳吉、船木及び津ノ井の各一部並びに五反田町の全部

## 鳥取県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において

て公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市立川町五丁目

鳥取市立川町四丁目及び五丁目  
5 三・六・四号立川飯山線

変更する部分

#### 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・四・十八号晚稻賀露線、三・四・十九号南限晚稻循環線、三・四・二十号晚稻南限線、三・五・七号末広滝山線及び三・六・四号立川飯山線

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十八号晚稻賀露線

追加する部分

鳥取市晚稻字白毛、字柿免追後、字追後及び字宮分、南限字北浦官分並びに賀露町字東長源寺、字西長源寺、字東横枕、字西横枕、字長隈、字石津、字江淵、字上小路ノ壱、字上浜、字神明及び字海岸

2 三・四・十九号南限晚稻循環線

追加する部分

鳥取市南限字曾崎、字五輪、字瓜ヶ隈、字狐隈ノ一、字東土居、字鉄炮田、字早免、字西土居及び字淨土田、賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高繩手、字小物尾、字東横枕、字下り松、字大津和、字塙入、字東河原、字西今津畠方、字中瀬ノ一及び字松林並びに晚稻字下陳後、字上陳後、字前田馬上免字白毛及び字柿免追後

3 三・四・二十号晚稻南限線

追加する部分

鳥取市晚稻字柿免追後及び字追後並びに南限字東折返、字西折返、字五輪及び字瓜ヶ隈  
4 三・五・七号末広滝山線  
変更する部分

#### 鳥取県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。  
当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目一二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### 市街化区域

追加する部分

鳥取市江津字水押通、秋里字上壹町ヶ坪、字西須原及び字下大石橋、南限字曾崎、字五輪、字東折返、字西折返、字瓜ヶ隈、字狐隈ノ一、字鉄炮田、字東土居、字西土居、字早免、字北浦官分、字淨土田及び字総斗田、晚稻字船戸、字上赤田、字下総斗田、字中赤田、字下赤田、字白毛、字柿免追後、字追後、字宮分、字前田馬上免、字東土居、字西土居、字上陳後及び字下陳後並びに賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高繩手、字小物尾、字東横枕、字長刀田、字西長源寺、字東長源寺、字下り松、字今津田方、字大津和、字塙入、字北川渕、字西河原、字西外河原、

字東河原、字東外河原、字中瀬ノ一、字中瀬ノ二、字西今津畑方、字今津畑方、字

松林、字東今津畑方、字柳内田方及び字中瀬ノ三

### 鳥取県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 千代水第一土地区画整理事業

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

##### 追加する部分

鳥取市賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高繩手、字小物尾、字東横枕、字長刀田、字西長源寺、字東長源寺、字下り松、字今津田方、字大津和、字塙入、字北川渕、字西河原、字西外河原、字東河原、字東外河原、字中瀬ノ二、字中瀬ノ一、字西今津畑方、字今津畑方、字松林、字東今津畑方及び字柳内田方、晚稻字船戸、字上赤田、字下総斗田、字中赤田、字下赤田、字白毛、字柿免追後、字追後、字宮分、字前田馬上免、字東土居、字西土居、字上陳後及び字下陳後、南隈字曾崎、字五輪、字東折返、字西折返、字瓜ヶ隈、字孤隈ノ二、字鉄炮田、字東土居、字西土居、字早免、字北浦官分、字淨土田及び字總斗田、江津字水押通並びに秋里字上壱町ヶ坪、字西須原及び字下大石橋

### 鳥取県告示第百六十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年四月九日から施行する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 第一号の表中「横川支店」

商工センター支店	横川支店	広島市西区横川町二丁目
		広島市西区草津新町一丁目

に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

平成八年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日時 平成八年三月二十五日（月）午前十一時  
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

## 三 議題

- (一) 平成8年度明るい選挙推進運動要領および事業計画について  
 (二) 平成8年度市町村選挙管理委員・啓発担当者研修会の開催について

**鳥取県選挙管理委員会告示第十四号**

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	所在地	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
竹田哲男後援会 懇話会	瀬尾 学	朝倉一郎	目一四 泰久寺六六三 米子市加茂町一丁	東伯郡関金町大字 平成八年一月三十日	平成八年一月十八日	その他の政治団体
山内おさむ政経	山内 功	扇谷達夫	平成八年一月三十日	平成八年一月十八日	平成八年一月三十日	ク

**鳥取県選挙管理委員会告示第十五号**

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

政治団体の名称	異動事項
自由民主党鳥取会支部	新
自由民主党福部村 主たる事務所の所在地	宮本 豊徳 小磯 秀雄
自由民主党福部 主たる事務所の所在地	山本千賀子 森本 梅次
社会民主党鳥取 県連合	岩美郡福部村 大字湯山三七
社会民主党倉吉 支部	鈴生一郎 安達俊幸
社会民主党鳥取 支部	吉支部 社会民主党倉吉 社会民主党鳥
社会民主党米子 支部	中山 明保 社会民主党米 子支部
自由民主党河原 町支部	右近 利夫 日本社会党米 子総支部
市北谷支部 自由民主党倉吉	山根 儀康 佐々木龍明



会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	市位	清め
政治団体の名称	山口まさのぶ	山口まさのぶ	後援会
村山洋一後援会	山口まさのぶ	山口政信後援会	会
西和会鳥取県支部	田中由夫	上山金次郎	山根秀男
日本行政書士政治連盟鳥取県支部	森本晃嘉	高岡繁	松浦俊朗
鳥取県建設政治連盟	鳥取市行徳一丁目一二六	鳥取市西町二丁目四一九	平成八年三月一日
日本行政書士政治連盟鳥取県支部	平成八年三月六日	平成八年三月一日	平成八年九日
鳥取県選挙管理委員会告示第十六号	平成八年三月十五日	平成八年二月二十日	平成八年二月二十日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党鳥取エフワン支部	前川清治	鳥取市吉成二丁目	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
太田吾郎後援会	霜田秀雄	三中喜美	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
藤原南山後援会	西堀邦夫	河崎佐智夫	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
木村守正後援会	池本勝美	福田磧次郎	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
岡本哲郎後援会	吉岡利固	吉岡利固	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
鳥取温知会		八頭郡用瀬町大字	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
奥田寛後援会	内藤憲夫	木村照雄	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
明るい西伯町をつくる会	田中剛	福成二三三二	鳥取市吉成二丁目	平成八年二月二十日
奥田寛	奥田寛	木原七八	岩美郡国府町大字	平成八年二月三十日
元気な鳥取県をつくる会	奥田保明	野口昭	西伯郡西伯町大字	平成八年二月七日
常田たかよし研究会	尾崎英篤	鈴木忠	西伯郡淀江町大字	平成八年二月八日
21・とつとり研究会	尾崎英篤	尾崎英篤	中間六一九一八	平成八年二月八日
鳥取市若桜町三九	鳥取市栄町一〇四			

平成8年3月15日曜日 金曜日

## 鳥取県公報

浦木修一後援会	米山 實	浦木 儀子	米子市車尾1八九 一	平成八年 二月二十 六日	(2) 支出の内訳 経常経費 事務所費 合計 (うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係わる支出 0円)	1 収入総額 2 支出総額 0円
常田たかよし政 経懇話会	常田 享詳	尾崎 英篤	鳥取市米町110四	平成八年 三月一日	〃	政治団体の名称 鳥取温知会 報告年月日 平成8年1月31日 (平成7年12月31日解散)
神道政治連盟鳥 取県本部	松田 幸史	小坂 敏彦	鳥取市上町八七	平成八年 三月五日	〃	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 11,387,610円 124,985円
木下靖夫後援会	谷本 威	松本 五郎	八頭郡用瀬町大字 用瀬1111-6	平成八年 三月六日	〃	2 支出総額 (2) 支出総額 1,512,595円

## 鳥取県選舉管理委員会規則第十七条

政治資金規正法(昭和11年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定に基づいて、  
政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第110条第一項の規定によ  
て、その数値を次のとおり公表する。

平成八年三月十五日

## 鳥取県選舉管理委員会規則第十七条

政治団体の名称 藤原南山後援会  
報告年月日 平成8年1月24日  
(平成7年12月31日解散)

収入・支出の総額  
1 収入総額  
0円  
2 支出総額  
0円  
(1) 収入の内訳  
個人の負担する党費又は会費  
( 4人 ) 120,000円  
その他の収入  
10万円未満の収入  
4,985円  
(2) 支出の内訳  
合計  
124,985円

## 収入・支出の総額

## 経常経費

## 小計

収入・支出の総額  
1 収入総額  
0円  
2 支出総額  
0円  
(1) 収入の内訳  
政治団体の名称 木村守正後援会  
報告年月日 平成8年1月26日  
(平成7年12月31日解散)

## 政治活動費

## 合計

1,512,595円

収入・支出の総額  
(うち本部又は支部に対して供与した

○政党の支部	ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額	7,892円 17円 7,909円	収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	0円 0円	経常経費 光熱水費 事務所費	1 収入総額 2 支出総額
期間 平成7年1月1日～同年12月31日						
政治団体の名称 自由民主党鳥取エフワ ン支部	2 収入・支出の内訳					
報告年月日 平成8年2月29日 (平成7年12月31日解散)	(1) 収入の内訳 その他の収入 1 収入・支出の総額	10万円未満の収入 17円	(1) 収入の内訳 政治団体の名称 木村守正後援会 報告年月日 平成8年1月26日 (平成7年12月31日解散)	寄附・交付金 720,925円	政治活動費 合計	0円 1,512,595円
(1) 収入総額	7,909円	合 計	(うち本部又は支部に対して供与した			

交付金に係わる支出	0円)	人件費	344,400円	(内訳別掲)	寄附 (政党匿名寄附を除く)
政治団体の名称	岡本哲郎後援会	光熱水費	59,531円	個人からの寄附	(内訳別掲)
報告年月日	平成8年2月7日	備品・消耗品費	124,462円	合計	91,670円
	(平成7年12月31日解散)	事務所費	118,042円	[寄附の内訳]	政治団体からの寄附 2,037,606円
収入・支出の総額		小計	646,435円	個人からの寄附	[寄附の内訳]
1 収入総額	0円	政治活動費	165,850円	(寄附者の氏名) (金額) (住所)	政治団体からの寄附
2 支出総額	0円	組織活動費	165,850円	(寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地)	(寄附者の名称) (金額)
政治団体の名称	明るい西伯町をつくる会	宣伝事業費	11,350円	常田たかよし	2,037,606円 烏取市
報告年月日	平成8年2月8日	調査研究費	175,000円	政経懇話会	
	(平成8年2月8日解散)	小計	332,200円	宣伝事業費	91,670円
1 収入・支出の総額		合計	998,635円	合計	91,670円
(1) 収入総額	1,123,021円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出	0円)	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出	0円)
ア 前年繰越額	1,053,641円				
イ 本年収入額	69,380円	政治団体の名称	奥田寛後援会	小計	1,386,088円
(2) 支出総額	998,635円	報告年月日	平成8年2月8日	政治活動費	23,830円
2 収入・支出の内訳			(平成7年12月31日解散)	組織活動費	
(1) 収入の内訳		1 収入・支出の総額		機関紙誌の発行	
個人の負担する党費又は会費		(1) 収入総額	91,670円	その他の事業費	627,688円
( 30人)	30,000円	ア 前年繰越額	0円	機関紙誌の発行事業費	84,872円
その他の収入		イ 本年収入額	91,670円	宣伝事業費	542,816円
10万円未満の収入	39,380円	(2) 支出総額	2,037,606円	小計	651,518円
合 計	69,380円	2 収入・支出の内訳	2,037,606円	合計	2,037,606円
(2) 支出の内訳		(1) 収入の内訳		(うち本部又は支部に対して供与した	
経常経費		寄附 (政党匿名寄附を除く)			

交付金に係わる支出 政治団体の名称	0円) 常田たかよし 21	政治団体の名称 会 ・とつとり研究会	常田たかよし政経報話 (寄附者の氏名) (金額) 500,000円	個人からの寄附 (寄附者の氏名) (住所) 鳥取市	木島調剤薬局 100,000円	八頭郡若				
報告年月日	平成8年2月8日 (平成7年12月31日解散)	届出をした者の氏名 資金管理団体の 届出に係る公職の種類	常田享詳 井上幹雄 下山容一 参議院議員	杏林堂薬局 にしむら薬局 岩美郡国 府町	100,000円	桜町 鳥取市				
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額	41,603,763円 4,603,763円 0円	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額	4,000,000円 4,760,000円 0円	池田薬局 山本調剤薬局 森田薬局	100,000円 100,000円 100,000円	八頭郡八 鳥取市				
2 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金 合 計	4,603,763円 4,603,763円 39,564,000円	2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係わる支出 0円)	39,564,000円 39,564,000円 (内訳別掲) 個人からの寄附 4,760,000円 (うち特定寄附 4,000,000円)	河上組(有) やまこう建設㈱ 鳥取商事 とりぎんリース㈱ とりぎんカードサ ービス 親和商事 鳥取県中部医師会 鳥取県医師会 鳥取県東部歯科医 師会 医薬品小売販売 田中工業㈱ たむら薬局	240,000円 500,000円 500,000円 500,000円 500,000円 500,000円 500,000円 500,000円 200,000円 300,000円 500,000円 100,000円	鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市	政治団体からの寄附 (寄附者の名称) (金額) 500,000円 (寄附者の名称) (金額) 100,000円 (寄附者の名称) (金額) 100,000円 新進党鳥取県連 岡山県薬剤師連盟 山口県薬剤師連盟 広島県薬剤師連盟 島根県薬剤師連盟 鳥取県薬剤師連盟 西和会鳥取県支部 鳥取市	100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円	100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 100,000円	桜町 鳥取市 家町 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 東町 鳥取市 谷区 鳥取市 岡山市 山口市 広島市 松江市 鳥取市
田曜金 報告年月日 (平成8年2月26日 (平成7年5月7日解散)) 収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額	0円 5,140,000円 0円 0円 0円	寄附合計 合 計 [寄附の内訳]	39,564,000円 39,564,000円 0円	小 計	29,664,000円 29,664,000円 0円	29,664,000円 29,664,000円 0円	[特定寄附]			

平成8年3月15日

## 鳥取県公報

(寄附者の名称) (金額)	(住 所)	
常田享詳	4,000,000円	鳥取市
(2) 支出の内訳		
経常経費		
人件費	1,170,000円	
事務所費	1,201,215円	
小 計	2,371,215円	
政治活動費		
寄附・交付金	37,192,785円	
合 計	39,564,000円	
(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係わる支出	0円)	

政治団体の名称 神道政治連盟鳥取県本

部

報告年月日 平成8年3月5日

(平成7年7月26日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額  
ア 前年繰越額

943,745円

(うち本部又は支部に対して供与した  
交付金に係わる支出 0円)その他の経費  
合 計

600,907円

政治活動費  
組織活動費

342,307円

調査研究費

233,790円

政治団体の名称

鳥取県選舉管委員会委員長

野

口

欣

悦

報告年月日

平成8年3月5日

平成8年11月十五日

◎その他の政治団体  
期間 平成8年1月1日～同年12月31日  
政治団体の名称 明るい西伯町をつくる  
会

松田幸史	100,000円
小坂敏彦	50,000円
小 計	150,000円
その他の収入	
10万円未満の収入	2,301円
合 計	504,301円

(2) 支出の内訳	
政治活動費	
寄附・交付金	124,386円
合 計	124,386円

(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係わる支出 0円)	
政治活動費	
寄附・交付金	124,386円
合 計	124,386円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	124,386円
2 支出の内訳	
政治活動費	
寄附・交付金	124,386円
合 計	124,386円

資金管理団体 の提出をした 者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 团 体 の 名 称	主たる事務所の 所在地	代 表 者 の 氏 名	届 出 年 月 日
三 口 功	衆議院議員	三 口 功 経済評論家	米子市加茂町一 丁目一四	三 口 功	平成八年 一月三十 日
佐々木紘一	鳥取市議会 議員	佐々木紘一後 援会	鳥取市吉岡町 一四七	佐々木紘一	平成八年 一月十三 日

1 収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳	
個人の負担する党費又は会費	
( 704人 )	352,000円
借入金	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称	木下靖夫後援会
報告年月日	平成8年3月6日
(平成7年12月31日解散)	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

15

## 鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取消す旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

資金管理団体の指定の取消の届出をした者の方名		公職の種類		指定を取消した団体	
常田 享詳	参議院議員	政経懇話会	常田たかよし	名称	所在地
四	鳥取市栄町一〇	常田 享詳	平成八年三月一日	代表者の氏名	届出年月日

正 誤

平成七年七月十一日掲載の鳥取県告示第五百十三号（土地改良区役員の就退任）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段行	誤	正
三 上 十 一 七 四	一一七四一三	
三 下 三 一 七 四	一一七四一三	